

# 産業廃棄物処理業者格付け・保証金制度 「評価表」の解説

1	マネジメント機能	p. 1
2	施設・設備機能	
	収集運搬（共通）	p. 17
	収集運搬（積替保管あり）	p. 25
	中間処理	p. 28
	最終処分	p. 42

## 最近の改正

施行年度	区分	内容
R4	マネジメント	1-3 自己資本比率（定義）
		9-4 財務諸表に株主資本等変動計算書、個別注記表を追加
	施設・設備	中間処理 8-4 処分後の持出先（開示可否のHP公表に加点）
		中間処理 8-5 維持管理状況の公表（配点変更）
R5	マネジメント	5-3 安全衛生規程の作成（加点）
		6-2 環境保全技術課程の修了等（配点変更）
		6-3 産業廃棄物関係講習の修了等（配点変更）
		14-1 「GPSによる管理」を「SDGsの取組」に入替
R6	共通（DX化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己採点表等と統合、アップロード提出</li> <li>・さんぱいくん（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）の活用</li> </ul>

**岩手県産業廃棄物処理業者育成センター**

（一般社団法人岩手県産業資源循環協会 TEL 019-625-2203）

マネジメント機能

収集運搬（積替保管なし）、収集運搬（積替保管あり）、中間処理及び最終処分共通

大項目	中項目	N0.	☐ = 必須項目 ☐ = 評価項目・評価基準 ◎優良産廃処理業者認定制度対応項目	自己評価	評価	添付書類		
事業の継続性 6点		1-1	産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行う許可業者で、岩手県内における業務実績が1年以上ある。	—	—	—		
		1-2	産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行う許可業者で、岩手県内における業務実績が5年以上ある。 ◎ 業務実績が5年以上である。	2点	—	—		
		1-3	自己資本比率（自己資本比率＝純資産/（純資産＋負債））が一定水準以上を維持している。（どちらかを選択） ◎ 直近3年の各事業年度における自己資本比率が10%以上を維持している。	2点	—	—	—	
			◎ 直近3年の各事業年度における自己資本比率が10%以上であり、次の(1)、(2)のいずれかに該当している。 (1)直近3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 (2)前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却の額を加えて得た額が零を超えること。	1点	—	—	—	
		1-4	事業年度における経常利益金額等が零を超えている。（どちらかを選択） ◎ 直近3年の各事業年度における経常利益金額等が零を超えている。	2点	—	—	—	
			◎ 直近3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えている。	1点	—	—	—	
		1-5	◎ 産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び、労働保険料について未納のものがない。	—	—	—	—	
		経営 マネジメント 3点	2-1	社内組織体制が構築されている。	—	—	—	
				◎ インターネット上で業務を所掌する組織及び人員配置図が明確になっている。	3点	—	—	
		危機管理体制 4点	3-1	事故などの緊急時の対応方法や連絡体制が記載されているマニュアルが整備されている。（どちらかを選択）	—	—	—	
				異常事態に対する対応マニュアルが整備されており、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。 事故発生に係わる対応方法や連絡体制が記載されているマニュアルが整備されている。	4点 2点	—	—	
		経済 分野 35点	事務管理 10点	4-1	排出事業者と締結している委託契約書は、施行令及び施行規則の規定を満たした書面による契約である。	—	—	—
				4-2	受託する廃棄物は、施行規則に定められた規定を満たしたマニフェストを使用している。	—	—	—
				4-3	事業所ごとにマニフェストの交付、送付及び回付事務が適切に行われていることを確認できる帳簿等が整備されている。	—	—	—
				4-4	必要事項が全て記載されているマニフェストを5年間保管している。	—	—	—
4-5	事業所ごとに施行規則の規定を満たした帳簿が整備され、5年間保管している。			—	—	—		
4-6	契約担当者及びマニフェスト管理責任者が事務分掌表等で明確になっている。 事務分掌表等で明確になっている。			2点	—	—		
4-7	電子マニフェストに加入している。 ◎ 情報処理センターの電子マニフェストに利用登録をしており、当該許可の区分において電子マニフェストが利用可能である。			4点	—	—		
4-8	顧客からの苦情等に対応し記録できる体制が整っている。 顧客からの苦情に対応した事務分掌になっており、対応マニュアルが整備されている。			2点	—	—		
4-9	各現場部門で作業日報を毎日記録している。 記録している。			1点	—	—		
4-10	許可申請書、許可証、諸届出、図面等の重要書類が保管されている。 保管している。			1点	—	—		
職員管理 6点	5-1	職員カード等で勤務状況が管理されている。 職員管理がされている。	2点	—	—	—		
		5-2	労働安全衛生の取組みを行っており、労働基準監督署から行政処分を受けていない。 労働安全衛生の取組みを行っている。過去5年間労働基準監督署から行政処分を受けていない。	2点	—	—		
		5-3	安全衛生規程を作成している。 作成している。	2点	—	—		
職員教育 6点	6-1	業の許可取得に必要な有資格者及び講習修了者がいる。	—	—	—			
		環境保全技術に関する資格を従業員等が取得している。 資格を取得している者が複数おり、資格名称及び取得者数を公表している。	2点	—	—			
	6-2	資格を取得している者がおり、資格名称及び取得者数を公表している。また、資格者がいない場合はその旨を公表している。	1点	—	—			
		産業廃棄物関係講習会を従業員等に受講させている。 講習会の課程を修了した者が複数おり、講習会の名称及び修了者数を公表している。 講習会の課程を修了した者がおり、講習会の名称及び修了者数を公表している。	2点 1点	—	—			
6-4	廃棄物の受け入れからリサイクル・処理の一連の業務に関するマニュアルが整備されている。 業務マニュアルが整備され全従業員に対し定期的な研修・教育を行っている。（コンプライアンスの研修等を含む。） 業務マニュアルが整備されている。	2点 1点	—	—				
環境 分野 30点	環境 マネジメント 25点	7-1	育成センターの保証金制度に加入している。 加入している。	10点	—	—		
		7-2	ISO14001又は、エコアクション21若しくは、これと相互認証された規格により認証されている。 ◎ 認証を取得している。	10点	—	—		
		7-3	環境汚染や災害発生に関する環境保険等に加入している。 加入している。	5点	—	—		
	環境に対する 取組み 5点	8-1	いわて地球環境にやさしい事業所等の認定を受けている。 認定を受けている。	5点	—	—		

大項目	中項目	NO.	□ = 必須項目 □ = 評価項目・評価基準 ◎優良産廃処理業者認定制度対応項目	自己評価	評価	添付書類		
社会分野 35点	情報開示状況 19点	9-1	各種記録・資料が開示要求にすみやかに応じられるように資料が整備されている。 現場調査等の際に、速やかに開示できる体制である。	3点	—	—	—	
		9-2	会社情報を公表している。 ◎ インターネット上で会社情報を公表している。	4点	—	—	—	
		9-3	許可の内容を公表している。 ◎ インターネット上で事業計画の概要及び産業廃棄物処理業の許可証の記載事項を公表している。	4点	—	—	—	
		9-4	財務諸表を公表している。 ◎ インターネット上で直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を公表している。	4点	—	—	—	
		9-5	料金内容を公表している。 ◎ インターネット上で料金表又は料金の算定方式、廃棄物の種類や性状による個別の見積もりを公表している。 ◎ インターネット上で個別見積りする旨及び、見積り料の有無を公表している。	4点 1点	—	—	—	
		地域住民との共生 6点	10-1	地域住民からの苦情等に対応し、記録できる体制が整っている。 体制が整っており、処理記録が残されている。	2点	—	—	—
			10-2	地域住民との定期的な連絡会・説明会等によってコミュニケーションが図られている。 連絡会・説明会等を年1回以上行っている。	2点	—	—	—
			10-3	事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無を公表している。 ◎ インターネット上で事業場等の公開の有無を公表している。また、事業場公開している場合は頻度も掲載している。	2点	—	—	—
		表彰経歴 2点	11-1	過去に無労働災害、車輛安全運行、環境保全、リサイクルその他産業廃棄物業務に関する表彰を受けたことがある。 表彰を受けたことがある。	2点	—	—	—
	過去の違反履歴 8点	12-1	特定不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から2年を経過しない者に該当しない。		—	—	—	
		12-2	特定不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しない。 ◎ 該当しない。	5点	—	—	—	
		12-3	過去2年間に法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令違反による行政庁の文書指導(報告聴取は含まない)を受けていない。 過去2年間受けていない。	3点	—	—	—	
	その他	その他	13-1	暴力団員を雇用していない。		—	—	
			13-2	法人で暴力団員が事業活動を支配していない。		—	—	
			13-3	虚偽の申請をしていない。		—	—	
		先進的取組み 10点 (自由回答)審査基準と別枠で評価し加点する。	14-1	SDGs活動を広く発信している。(自社ホームページ等)	2点			
			14-2	3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する研究開発による成果。	2点			
			14-3	地域・社会貢献。(災害時等の支援、福祉活動、清掃活動等)	2点			
			14-4	評価表の評価項目の全ての点数を情報開示している。	2点			
14-5	CSR・環境報告書を作成し公表している。	2点						
◎印：環境省「優良産廃処理業者認定制度」対応項目				合計				

## 1. 事業の継続性

1-1

産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行う許可業者で、岩手県内における業務実績が1年以上ある。

(4-4の添付書類で確認しますので、添付する書類はありません。)

1-2

産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行う許可業者で、岩手県内における業務実績が5年以上ある。

◎ 業務実績が5年以上である。(2点)

(4-4の添付書類で確認しますので、添付する書類はありません。)

1-3 (◆段階的評価：(2点)又は(1点)のいずれか一方が加点されます。)

自己資本比率(自己資本比率=純資産/(純資産+負債))が一定水準以上を維持している。

◎ 直近3年の各事業年度における自己資本比率が10%以上を維持している。(2点)

◎ 直近3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であり、次の(1)、(2)のいずれかに該当している。(1点)

(1)直近3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。

(2)前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却の額を加えて得た額が零を超えること。

(様式第1号の添付書類で確認します。財務諸表の添付方法はPDF化して申請サイトにアップロード、又はさんばいくんで公表。)

○「営業利益金額等」とは、損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却の額を加えて得た額をいう。

○損益計算書(及びその添付書類である売上原価明細書等)上で、減価償却費の額が明示的に記載されていない場合は、減価償却費の額はゼロとみなされる。

1-4 (◆段階的評価：(2点)又は(1点)のいずれか一方が加点されます。)

事業年度における経常利益金額等が零を超えている。

◎ 直近3年の各事業年度における経常利益金額等が零を超えている。(2点)

◎ 直近3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えている。(1点)

(1-3で確認しますので、添付する書類はありません。)

○「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益金額に、売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額をいう。

○損益計算書(及びその添付書類である売上原価明細書等)上で、減価償却費の額が明示的に記載されていない場合は、減価償却費の額はゼロとみなされる。

1-5

◎ 産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び、労働保険料について未納のものが無い。

① 国税及び地方消費税について、税務署長が交付する納税証明書又はその写し

② 都道府県税について、都道府県税事務所長等が交付する納税証明書又はその写し

③ 市町村税について、市町村長が交付する納税証明書又はその写し

④ 社会保険料について、年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し

⑤ 労働保険料について、地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し

○納税証明書は原則、申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限りませう。

○納付確認書は、納入すべき保険料のうち、納期限が到来したのものについて、未納がないことを確認できれば評価しています。

## 2. 経営マネジメント

2-1

社内組織体制が構築されている。

◎ インターネット上で業務を所掌する組織及び人員配置図が明確になっている。(3点)

チェックリストに記入した情報公開方法で確認します。

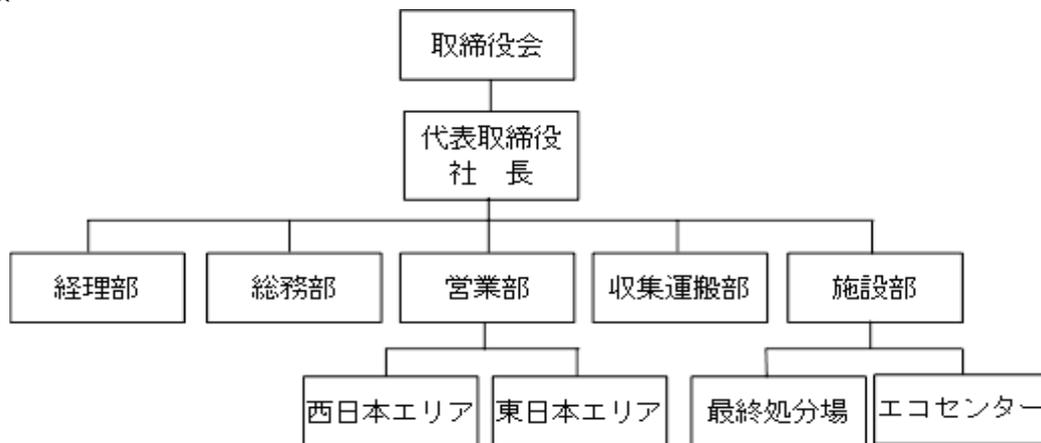
公開内容： 業務を掌握する組織及び人員配置を明確にした図を公表するものである。

「業務を掌握する組織」については、経理、総務、営業、施設等の部門単位で社内組織を記載するとともに、それぞれの部門ごとの人員配置を記載するものとする。ここで、「人員」については、正社員のみのか、派遣社員・アルバイト等を含む数かを明示すること。また、兼務職員については、主たる部門に計上し、両部門に計上その他記載に当たってのルールを明示すること。

更新頻度：変更の都度。ただし、人員配置については、一年に1回以上

【記載例】

○ 組織



○ 人員配置

(令和●年4月1日現在)

	経理部	総務部	営業部		収集運搬部	施設部		合計
			東日本エリア	西日本エリア		エコセンター	最終処分場	
正社員	3名	3名	4名	3名	12名	11名	7名	43名
派遣・パート	1名	1名	1名	0名	1名	2名	1名	7名
合計	4名	4名	5名	3名	13名	13名	8名	50名

(注) 兼務職員については、主たる部門に計上しています。

## 3. 危機管理体制

3-1 (◆段階的評価：(4点)又は(2点)のいずれか一方が加点されます。)

事故などの緊急時の対応方法や連絡体制が記載されているマニュアルが整備されている。

異常事態に対する対応マニュアルが整備されており、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。(4点)

事故発生に係わる対応方法や連絡体制が記載されているマニュアルが整備されている。(2点)

緊急時の対応方法や連絡体制が記載されているマニュアルの写し及び直近3年間(R3.3~R6.2)の危機管理教育、防災訓練等の実施記録3年分各年1回の写し。

☞ 実施記録にテキスト等の資料を添付する場合は、次第またはテキストの表紙(あるいは目次)の写し、写真の場合は1~2枚を添付してください。テキスト全ページの写しは不要です。

#### 4. 事務管理

4-1

排出事業者と締結している委託契約書は、施行令及び施行規則の規定を満たした書面による契約である。

5年前の自己評価の基準日が該当する日(R1.2月末日)が属する月に契約したもの一件の写し(当該日が属する月に契約がない場合は直近月(前)のもの)。

4-2

受託する廃棄物は、施行規則に定められた規定を満たしたマニフェストを使用している。

4-1の委託契約に係る5年前(R1.2以前)のマニフェスト1回の写し。

4-3

事業所ごとにマニフェストの交付、送付及び回付事務が適切に行われていることを確認できる帳簿等が整備されている。

マニフェストの交付、送付及び回付に関する帳簿等の直近(R6.2以前)1回の写し。

【記載例：「申請の手引き」p.12～13】

4-4

必要事項が全て記載されているマニフェストを5年間保管している。

(4-2の添付書類で確認しますので、添付する書類はありません。)

4-5

事業所ごとに施行規則の規定を満たした帳簿が整備され、5年間保管している。

4-1の委託契約に係る施行規則第10条の8(又は、施行規則10条の21)に規定する帳簿の5年前(R1.2以前)の1週間の写し。【記載例：「申請の手引き」p.12～13】



マネジメント機能 4-1、4-2 (4-4)、4-5の関係性について

「マネジメント4-1」(5年前までの)委託契約に基づき発生した廃棄物処理で使用した「マネジメント4-2 (4-4)」(5年前の)マニフェスト1回分と、そのマニフェストに記載されている処理が記載された帳簿「マネジメント4-5」の写し(1週間分)の提出を要求しています。

4-6

契約担当者及びマニフェスト管理責任者が事務分掌表等で明確になっている。

事務分掌表等で明確になっている。(2点)

契約担当者及びマニフェスト管理責任者が明確になっている事務分掌表等の写し。

4-7

電子マニフェストに加入している。

◎ 情報処理センターの電子マニフェストに利用登録をしており、当該許可の区分において電子マニフェストが利用可能である。(4点)

情報処理センターである(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面(加入証)の写し

4-8

顧客からの苦情等に対応し記録できる体制が整っている。

顧客からの苦情に対応した事務分掌になっており、対応マニュアルが整備されている。(2点)

苦情対応の責任者が明確になっている事務分掌表の写し及び苦情対応マニュアルの写し。

4-9

各現場部門で作業日報を毎日記録している。  
記録している。(1点)

許可区分(施設)ごとの作業日報1日分(R6.2月末日以前)の写し。(個人毎に管理している場合は、1名分)

4-10

許可申請書、許可証、諸届出、図面等の重要書類が保管されている。  
保管している。(1点)

許可申請書の写し(表紙のみ)及び諸届出の写し。

## 5. 職員管理

5-1

職員カード等で勤務状況が管理されている。  
職員管理がされている。(2点)

R6.2月分の出勤簿又はタイムカード1名の1ヶ月間の写し。

5-2

労働安全衛生の取組みを行っており、労働基準監督署から行政処分を受けていない。  
労働安全衛生の取組みを行っている。過去5年間労働基準監督署から行政処分を受けていない。  
(2点)

職場における直近の労働災害事故防止等の取組み(労働災害事故防止計画、労働安全衛生教育、安全パトロールの実施等)が確認できる書類の写し。

5-3

安全衛生規程を作成している。  
作成している。(2点)

安全衛生規程の写し

## 6. 職員教育

6-1

業の許可取得に必要な有資格者及び講習修了者がいる。

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの「許可申請に関する講習会」修了証の写し。  
法第21条に定める廃棄物処理施設にあっては(一財)日本環境衛生センターの「廃棄物処理施設技術管理者認定講習」修了証の写し。複数の業の区分を有する場合は、業に関連のある全ての修了証。

6-2 (◆段階的評価:(2点)又は(1点)のいずれか一方が加点されます。)

環境保全技術に関する資格を従業員等が取得している。

資格を取得している者が複数おり、資格名称及び取得者数を公表している。(2点)

資格を取得している者がおり、資格名称及び取得者数を公表している。また、資格者がいない場合はその旨を公表している。(1点)

公開内容: 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの資格を取得した者の数(個人名の記載不要)

更新頻度: 変更の都度

【記載例】

資格名	資格者数
公害防止管理者	〇名
技術士	〇名
環境計量士	〇名
技術管理者	〇名
特別管理産業廃棄物管理責任者	〇名
衛生管理者	〇名

この他、油濁防止管理者、産業廃棄物処理施設技術管理者、建築物衛生管理技術者、ビオトープ管理士、環境カウンセラー、環境管理士、衛生管理者等。

6-3 (◆段階的評価：(2点)又は(1点)のいずれか一方が加点されます。)

産業廃棄物関係講習会を従業員等に受講させている。

講習会の課程を修了した者が複数おり、講習会の名称及び修了者数を公表している。(2点)

講習会の課程を修了した者がおり、講習会の名称及び修了者数を公表している。(1点)

公開内容：産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数(個人名の記載不要)

更新頻度：変更の都度

【記載例】

講習会の名称：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)  
 実施者：(公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
 修了日：令和〇年〇月〇日  
 修了者数及び修了証番号：〇名(修了証番号〇〇〇)

講習課程を修了しても修了番号が付与されない場合は、修了番号の記載は不要

【産業廃棄物に関する主な講習会】

講習会名	実施者
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
産業廃棄物処理業経営塾	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
産業廃棄物処理実務研修	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
廃棄物処理施設技術管理者講習	(一財)日本環境衛生センター
産業廃棄物適正処理推進講習	(一財)日本環境衛生センター
産業廃棄物に関する研修	(公社)全国産業資源循環連合会 (一社)岩手県産業資源循環協会
産業廃棄物処理検定合格者	(公社)全国産業資源循環連合会

6-4 (◆段階的評価：(2点)又は(1点)のいずれか一方が加点されます。)

廃棄物の受け入れからリサイクル・処理の一連の業務に関するマニュアルが整備されている。

業務マニュアルが整備され全従業員に対し研修・教育を行っている。

(コンプライアンスの研修等を含む。)(2点)

業務マニュアルが整備されている。(1点)

業務マニュアルの写しと直近1年間(R5.3~R6.2)に行われた社内教育実施記録1回の写し(コンプライアンスの研修等を含む)。

実施記録の添付資料について、マネジメント機能3-1(4ページ)を参照

## 7. 環境マネジメントの構築

7-1

育成センターの保証金制度に加入している。  
加入している。(10点)

(育成センターで確認するため添付する書類はありません。)

7-2

ISO14001 又は、エコアクション 21 若しくは、これと相互認証された規格により認証されている。  
◎ 認証を取得している。(10点)

認証書の写し。(認証の範囲は、産業廃棄物処理業を含んでいること。)

7-3

環境汚染や災害発生に関する環境保険等に加入している。  
加入している。(5点)

保険証等(全国産業資源循環連合会「産業廃棄物処理施設最終処分・中間処理施設賠償責任保険」等)の写し。

## 8. 環境に対する取組み

8-1

いわて地球環境にやさしい事業所等の認定を受けている。  
認定を受けている。(5点)

「いわて地球環境にやさしい事業所」、「グリーン経営」、「IES(ステップ1)」等公的機関の認証等の写し。

## 9. 情報開示状況

9-1

各種記録・資料が開示要求にすみやかに応じられるように資料が整備されている。  
現場調査等の際に、速やかに開示できる体制である。(3点)

文書公開規定等の写し。

9-2

会社情報を公表している。  
◎ インターネット上で会社情報を公表している。(4点)

公開内容： 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に

掲げる事項を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。）

- (1) 名称
- (2) 事務所又は事業場の所在地
- (3) 設立年月日
- (4) 資本金又は出資金
- (5) 代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日
- (6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容

更新頻度：変更の都度（(5)に掲げる事項については一年に1回以上）

【記載例】

(令和●年4月1日現在)

名称	株式会社 ○○○○
事務所・事業場の所在地	本店 ○○県○○市○○町○○丁目○-○-○ Tel ○○-○○○○○-○○○○○ ○○支店 ○○県○○市○○町○○丁目○-○-○ Tel ○○-○○○○○-○○○○○
設立年月日	昭和○○年○○月○○日
資本金・出資金	□□□□万円
代表者 ※	取締役社長 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) (令和○○年○○月○○日現在)
役員等 ※	専務取締役 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) 常務取締役 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) 取締役 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) 取締役 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) ○○支店長 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) (令和○○年○○月○○日現在)
従業員数	○○人
事業の内容等	昭和○○年○○月 A県○○市に有限会社○○を設立し、○○事業を開始。 昭和○○年○○月 A県において産業廃棄物処理業の許可を取得。 昭和○○年○○月 A県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。 昭和○○年○○月 社名を株式会社○○○○に変更。 昭和○○年○○月 B県に○○支店を設立。B県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。 平成○○年○○月 本店において ISO14001 認証を取得。

(注1) ※の部分は一年に1回以上更新すれば足りる。

(注2) 従業員数については必ずしも公表する必要はない。

9-3

許可の内容を公表している。

- ◎ インターネット上で事業計画の概要及び産業廃棄物処理業の許可証の記載事項を公表している。  
(4点)

公開内容： 事業計画（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る業に関するものを含む。）の概要、及び産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し

更新頻度：変更の都度

- 事業計画の概要は、産業廃棄物処理業の許可の申請時の添付書類の一つとなっており、当該添付書類に相当する内容（具体的には、事業の全体計画、収集運搬・処分する産業廃棄物の運搬量・処分量、収集運搬・処分業務の具体的な計画、環境保全措置の概要等）の公表を求めるものである。ただし、情報の一般公表を行うことにかんがみ、企業秘密に触れるような情報については適宜省略して差し支えない。
- 公表の対象となるのは、申請者が受けている全ての産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の写し。  
許可証の写しの掲載に当たっては、悪用防止のための表示を入れる等を行う必要がある。  
産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を多数受けている者に関しては、排出事業者等の関係者による情報参照の利便性に配慮し、総括表をあわせて公表することが望ましい（【記載例】参照）。

【記載例】〈総括表の記載例〉

No.	産業廃棄物収集運搬業			許可品目										頁
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日及び有効期限	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	
①	A 県	・・・	令和 X. XX. XX 令和 Y. YY. YY	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
②	B 県	・・・	令和 X. XX. XX 令和 Y. YY. YY		●				●	●	●	●	●	3
③	c 市	・・・	令和 X. XX. XX 令和 Y. YY. YY						●	●	●	●	●	4
④	d 市	・・・	令和 X. XX. XX 令和 Y. YY. YY	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5
	産業廃棄物処分類			許可品目										
⑤	B 県	・・・	令和 X. XX. XX 令和 Y. YY. YY		●				●	●	●	●	●	8
⑥	E 県	・・・	令和 X. XX. XX 令和 Y. YY. YY						●	●	●	●	●	11

9-4

財務諸表を公表している。

◎ インターネット上で直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を公表している。(4点)

公開内容： 直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表

更新頻度：一年ごと1回

それぞれの書類の内容は、以下のとおりである。詳細な作成方法については、会社法、会社計算規則等の関係法令に従うこと。

- ① 貸借対照表は、決算期における法人の有する資産、負債及び純資産を適切な区分に従って記載し、法人の財産状態を明らかにするものである。
- ② 損益計算書は、法人の1事業年度内において発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載し、法人のその事業年度内の経営成績を明らかにするものである。
- ③ 株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の1事業年度における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である「株主資本」の各項目の変動事由を明らかにするものである。
- ④ 個別注記表は、株式会社の財産・損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして、重要な会計方針や、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書に関する注記等を記載するものである。

【記載例】

※1年分の記載例であり、これらを3年分記載する必要がある。

※あくまで記載例であり、必ずしもこれらの様式と同じものである必要はない。

貸借対照表（〇年〇月〇日現在）

（単位 〇）

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
・・・		・・・	
・・・		・・・	
・・・			
		固定負債	
		・・・	
		・・・	
		負債合計	
固定資産		(純資産の部)	
有形固定資産		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資その他の資産		利益剰余金	
		・・・	
繰延資産		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

損益計算書

（自 〇年〇月〇日 至 〇年〇月〇日）

（単位 〇）

科 目	金額
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益（営業損失）	
営業外収益	
営業外費用	
経常利益（経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
当期純利益（当期純損失）	

（留意点）

- ・利益項目が赤字の場合は（ ）書の名称を使用すること。
- ・産業廃棄物処理業以外の事業（例えば建設業等）を兼業しており、当該事業に関する項目があわせて表示されている場合は、その旨を記載しても差し支えない。

**株主資本等変動計算書**（自 ○年○月○日 至 ○年○月○日）

	株主資本							評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他の債権証券評価差額金			繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
当期中残高														
当期変動額														
新株の発行 剰余金の配当														
当期純利益														
自己株式の処分														
××××														
株主資本以外の項目の当期変動額（高額）														
当期変動額合計														
当期末残高														

（株主資本等変動計算書に関する注記）

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日

- 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の期日	1株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日

個別注記表

（自 ○年○月○日 至 ○年○月○日）

<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>固定資産の減価償却の方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○有形固定資産                             <p>法人税法と同一の耐用年数を適用し、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法</p> </li> </ul> </li> <li>収益及び費用の計上基準</li> <li>その他計算書類の作成のための基本となる重要事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税等の会計処理                             <p>消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。</p> </li> </ul> </li> </ol> <p>II. 貸借対照表に関する注記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産の減価償却累計額</li> <li>受取手形割引額</li> </ol> <p>III. 株主資本等変動計算書に関する注記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度の末日における発行済株式の数</li> <li>当該事業年度の末日における自己株式の数</li> <li>当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項</li> </ol> <p align="center">. . .</p>
--

9-5 (◆段階的評価：(4点)又は(1点)のいずれか一方が加点されます。)

料金内容を公表している。

- ◎ インターネット上で料金表又は料金の算定方式、廃棄物の種類や性状による個別の見積もりを公表している。(4点)
- ◎ インターネット上で個別見積もりする旨及び、見積もり料の有無を公表している。(1点)

公開内容： この項目は、料金表・料金算定式により産業廃棄物の処理料金を提示している場合における当該料金表・料金算定式や、産業廃棄物の種類や性状によって個別に見積もりを行った上で産業廃棄物の処理料金を提示している旨を公表するものである。

処理料金は産業廃棄物の種類や性状、処理方法等により大きく異なる場合があることから、すべての処理業者に一律の方法で公表を求めるものではない。ただし、個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積もり条件についても併せて掲載することが必要である。

更新頻度：変更の都度

### 【記載例】

○産業廃棄物収集運搬業者

例 1

地域	基本料金	時間外料金 1	時間外料金 2
〇〇地域	〇〇円	〇〇円	〇〇円
〇〇地域	〇〇円	〇〇円	〇〇円

※土・日・祝祭日は休日料金として〇%加算させていただきます。

※排出場での積込作業が〇〇分を超えた場合には作業費の〇〇円を頂きます。

例 2

収集運搬料金につきましては種類、量、距離により計算いたします。  
当社〇〇部（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）までご相談ください。  
無料にてお見積もりいたします。

○産業廃棄物処分業者

例 1

品目	処理料金	処理方法	備考
金属くず	〇円/トン	破砕	空間等には内容物が混入していない事
廃プラスチック類	〇円/キログラム	破砕	腐敗物が付着していない事
木くず	〇円/トン	焼却	有害物等が付着していない物

※処理料金には収集運搬費及び消費税は含まれていません。

※上記処理料金は基本料金ですので詳しくはお問い合わせ下さい。

例 2

処理料金につきましては種類、量、距離により計算いたします。  
当社〇〇部（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）までご相談ください。  
無料にてお見積もりいたします。

## 10. 地域住民との共生

10-1

地域住民からの苦情等に対応し、記録できる体制が整っている。

体制が整っており、処理記録が残されている。(2点)

苦情対応の責任者が明確になっている事務分掌表及び苦情記録簿等の写し。  
苦情があった場合はR5.3～R6.2までで苦情に対し回答した記録の写し1件

10-2

地域住民との定期的な連絡会・説明会等によってコミュニケーションが図られている。  
連絡会・説明会等を年1回以上行っている。(2点)

R3.3～R6.2までに行った連絡会・説明会・施設公開等の開催記録の3年分各年1回の写し。

10-3

事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無を公表している。

◎ インターネット上で事業場等の公開の有無を公表している。また、事業場公開している場合は頻度も掲載している。(2点)

公開内容： この項目は、事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無を公表するものである。

事業場を公開している場合には、例えば、「年1回」、「申し込みに応じて随時」等の公開の頻度について記載を行う。事業場を公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載してあれば基準適合となる。

事業場の公開の対象は、「事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」であり、事業場の周辺地域に居住する住民などがこれに該当する。したがって、これらの者に事業場の公開をしている場合は、不特定多数の者に公開していなくとも、事業場の公開をしているとして差し支えない。

更新頻度：変更の都度

#### 【記載例】

##### 例1

当社は信頼性の高い施設運営を目指し、焼却施設を一般公開しています。焼却施設はいつでも見学することができます。

##### 例2

当社の施設見学については、当社の〇〇環境整備センターに直接ご連絡ください。見学申込書をお渡しします。お問合せはこちらから。

##### 例3

当社では一般県民の皆様を対象に廃プラスチックの中間処理施設の見学を受け付けています。ただし、危険箇所がありますので、小中学生は引率をお願いします。また人数は1回当たり原則10名です。電話での事前予約をお願いします。【電話番号(0000)00-0000】

##### 例4

当社は会社見学会を毎年8月開催し、地域との交流を図っています。

#### 11. 表彰経歴

11-1

過去に無労働災害、車輛安全運行、環境保全、リサイクルその他産業廃棄物業務に関する表彰を受けたことがある。

表彰を受けたことがある。(2点)

公共、公的団体等の表彰で過去10年間(H26.3～R6.2)の間に受けた表彰状の写し。(複数可)

## 1 2. 過去の違反履歴

12-1

特定不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から2年を経過しない者に該当しない。

自己申告。添付する書類はありません。(虚偽の申請をした場合は、業務規程第25条の規定に基づき認定の取消しとなることがあります。)

### 【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令  
(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
- ④ 再生生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- ⑤ 広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- ⑥ 無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項)

12-2

特定不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しない。

◎ 該当しない。(5点)

自己申告。添付する書類はありません。

12-3

過去2年間に法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令違反による行政庁の文書指導(報告聴取は含まない)を受けていない。

過去2年間を受けていない。(3点)

自己申告。添付する書類はありません。

## 1 3. その他

13-1

暴力団員を雇用していない。

組織名簿(役員および従業員の名簿。記載内容は役職、氏名、フリガナ、生年月日)をファイル形式エクセルで申請サイトからアップロード。(様式「申請の手引き」10ページ参照)

様式第1号の2で「いずれも暴力団構成員に該当せず、将来にわたっても該当させないことを誓約します。」と記載になる。(「申請の手引き」8ページ参照)

13-2

法人で暴力団員が事業活動を支配していない。

13-1の添付書類なので、添付する書類はありません。

13-3

虚偽の申請をしていない。

自己申告。添付する書類はありません。(虚偽の申請をした場合は、業務規程第25条の規定に基づき認定の取消しとなることがあります。)

#### 1 4. 先進的取組み

14-1

SDGs への取組み、3R に関する研究・開発による成果、地域貢献（災害時等の支援、福祉活動等）、環境・CSR 報告書の作成・公表等先進的な取組みを行っている。（自由回答）審査基準と別枠で評価し加点する。（10 点） 各 2 点

取組み及び成果が確認できる書類等の写し。

【例】（1 項目 2 点）

- ・ SDGs 活動を広く発信している。（自社ホームページ等）
- ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する研究開発およびその成果。
- ・ 地域・社会貢献。（災害時等の支援、福祉活動、清掃活動等）
- ・ CSR・環境報告書を作成し公表している。
- ・ 評価表の評価項目の全ての点数を情報開示している。（申請サイトで該当項目を選択した者）

施設・設備機能

収集運搬（積替保管なし）・収集運搬（積替保管あり）

大項目	中項目	No.	■ = 必須項目 □ = 評価項目・評価基準 ◎優良産廃処理業者認定制度対応項目	自己評価	評価	添付書類
収集運搬 20点	運搬車輛の維持状況 3点	1-1	所有する車輛に、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示、業者名、許可番号、積載量等を表示している。		—	
		1-2	使用するすべての車輛は、県へ届出している。		—	
		1-3	使用車輛は、全て有効な車検期間内である。		—	
		1-4	車輛はすべて自社使用の車輛である。	1点		/
		1-5	定期的に運搬車輛の点検（6ヶ月点検等）を実施し、記録が整備されている。	1点		
		1-6	各車輛とも日常点検が実施され、記録が整備されている。	1点		
	運搬設備・機材の管理 2点	2-1	運搬施設（車輛・機材・容器）は飛散・流出・悪臭の恐れがない。		—	
		2-2	事故等による廃棄物の飛散、流出や火災等に対処するために車輛に必要なものが備えられている。	1点		
		2-3	洗車場が確保され整備されている。又は、洗車できる構造、設備を有している。	1点		
	運行管理等 4点	3-1	※ 安全運転管理者が選任されている。（保有車輛5台以上）		—	
		3-2	車輛を5台以上保有している。	1点		/
		3-3	定期的に安全運転研修を行っている。	1点		
		3-4	運転者ごとに事故歴、違反歴、運転免許証の有効期限等を把握している。	1点		
		3-5	運行管理表等で運行管理が確認できる。	1点		
	処理の情報管理 2点	4-1	電子マニフェストの利用実績がある。	2点		
	情報公開 6点	5-1	◎ インターネット上で車輛の型式、規模、能力（積載量等）、低公害車の導入状況等を公表している。	3点		
		5-2	◎ インターネット上で直近3年間の廃棄物の種類ごとの受入量及び運搬方法ごとの運搬量を公表している。	3点		
	環境に対する取組み 3点	6-1	アイドリングストップ等、エコドライブの励行等の環境に対する取組みが実践されている。	1点		
		6-2	低燃費車（平成27年度燃費基準達成車）の導入割合が20%以上ある。	1点		/
		6-3	低排出ガス車（平成17年規制以降の適合車）の導入割合が20%以上ある。	1点		/
遵法性	7-1	許可の範囲内で業務が行われている。		—	/	
	7-2	前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。		—	/	
特別管理産業廃棄物	8-1	※ 特別管理産業廃棄物とその他のものが混合するおそれのないように、区別して収集、運搬している。		—		
	8-2	※ 収集運搬を行う者は、その収集運搬物に係る特別管理産業廃棄物の種類、取り扱い際に注意すべき事項を文書に記載し、携帯している。（特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器にその事項が表示されている場合は、除く）		—		
感染性産業廃棄物	9-1	※ 必ず運搬容器に収納して行っている。		—		
	9-2	※ 運搬容器は密封可、収納容易、損傷しにくい構造である。		—		
	9-3	※ 冷蔵すること等腐敗防止のために必要な措置を講じている。		—		
PCB	10-1	※ 廃油、PCB汚染物、PCB処理物は、容器に入れ密封すること等揮発防止の措置及び高温にさらされない必要な措置を講じている。		—		
※印は該当施設のみでの評価項目				合計		

◎印：環境省「優良産廃処理業者認定制度」対応項目

## 1. 運搬車輛の維持状況

1-1

所有する車輛に、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示、業者名、許可番号、積載量等を表示している。

車輛1台（前方、後方、側面）の写真。

1-2

使用するすべての車輛は、県へ届出している。

許可申請書の運搬車輛一覧等の写し。

### 【記載例】

施設名	型式、寸法	自動車登録番号	規模、能力（積載量）
ダンプ		岩手～	最大積載量 ○○ kg
キャブオーバー		宮城～	最大積載量 ○○ kg

1-3

使用車輛は、全て有効な車検期間内である。

電子車検証が発行される前の車輛については使用する車輛すべての従来通りの車検証の写し。

電子車検証の場合は、使用する車輛すべての「自動車検査証記録事項」（検査時に受け取ったものの写し、または検査証閲覧アプリを使用して印刷したもの）を提出してください。電子車検証の写しは不要です。

1-4

車輛はすべて自社使用の車輛である。（1点）

（1-3の添付書類で確認しますので、添付する書類はありません。）

1-5

定期的に運搬車輛の点検（6ヶ月点検等）を実施し、記録が整備されている。（1点）

直近（R6.2以前）の車輛1台の運搬車輛の点検（6ヶ月点検等）を証するものの写し。

1-6

各車輛とも日常点検が実施され、記録が整備されている。（1点）

直近（R6.2以前）の車輛1台の運行前点検の実施を証するものの1回分の写し。

## 2. 運搬設備・機材の管理

2-1

運搬施設（車輛・機材・容器）は飛散・流出・悪臭の恐れがない。

許可申請書の該当部分（運搬に際し講ずる措置）の写し等。

2-2

事故等による廃棄物の飛散、流出や火災等に対処するために車輛に必要なものが備えられている。

（1点）

車輛備品備え付け一覧表等の写し。

【記載例】

運搬する廃棄物の種類	備え付け備品
廃油	吸着マット・消火器
木くず	ほうき・ちりとり・シート

2-3

洗車場が確保され整備されている。又は、洗車できる構造、設備を有している。(1点)

洗車する場所の構造が確認できる図面（排水系統等が確認できる図面）又は、近隣に洗車場が確保されている場合はそれを証するもの（委託契約書等）の写し。

3. 運行管理等

※3-1

安全運転管理者が選任されている。(保有車輛5台以上)

安全運転管理者証、又は安全運転管理者等講習修了証の写し。貨物自動車運送事業の場合は運行管理者の届出書の写し。

3-2

車輛を5台以上保有している。(1点)

(1-2の添付書類で確認しますので、添付する書類はありません。)

3-3

定期的に安全運転研修を行っている。(1点)

直近3年間（R3.3～R6.2）の安全運転研修の実施記録3年分各年1回の写し。

実施記録の添付資料について、マネジメント機能3-1（4ページ）を参照

3-4

運転者ごとに事故歴、違反歴、運転免許証の有効期限等を把握している。(1点)

運転者の事故歴、違反歴、運転免許証の有効期限等を把握していることが確認できる書類等の写し。

【記載例】

氏名	事故歴、違反歴	運転免許証の種類	運転免許の有効期限

※個人名等の記載は不要です。

3-5

運行管理表等で運行管理が確認できる。(1点)

直近1年間（R5.3～R6.2）の車輛1台の運行管理表1週間の写し。

4. 処理の情報管理

4-1

電子マニフェストの利用実績がある。(2点)

直近1年間（R5.3～R6.2）の受渡確認票等の写し1回分。

5. 情報公開

5-1

◎ インターネット上で車輛の型式、規模、能力（積載量等）、低公害車の導入状況等を公表している。  
(3点)

公開内容： 当該許可を受けている都道府県又は政令市以外において営む事業に関するものも含め、全国において事業の用に供する産業廃棄物の運搬施設に関する以下の情報を公表する必要がある。

運搬施設の種類及び数量 ・ 運搬車に係る低公害車の導入の状況

公開頻度： 変更の都度

【記載例】

<運搬車>

(令和〇年4月1日現在)

	車 両 型 式	積 載 量	積 載 可 能 寸 法 全長×幅×高さ(mm)	保 有 台 数
1	4 t ダンプ車	4,000kg	5,790×2,200×2,500	4 台
2	4 t コンテナ車	3,850kg	6,220×2,200×2,500	3 台
3	2 t コンテナ車	2,000kg	4,400×1,690×1,990	2 台
4	・・・	・・・	・・・	・・・

<産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低公害車の導入の状況>

(令和〇年4月1日現在)

運搬車の排ガスレベル		台数 (割合) R4.4.1 時点	【参考】 台数(割合) R2.4.1 時点
全保有台数		23 (100.0%)	20 (100.0%)
1	① 平成 17 年規制適合車	3 ( 13.0%)	5 ( 25.0%)
	② 平成 21 年規制適合車	6 ( 26.1%)	6 ( 30.0%)
	③ 平成 22 年規制適合車	5 ( 21.7%)	2 ( 10.0%)
	④ 平成 28 年規制適合車	5 ( 21.7%)	0 ( 10.0%)
<b>【低排出ガス車の導入目標】</b> 令和〇年3月末までに、平成17年規制以降の自動車排出ガス重量車の占める割合を全保有台数の85%以上とする。			

<産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車の係る低燃費車の導入状況>

(令和〇年4月1日現在)

運搬車の燃費向上レベル		台数 (割合) R4.4.1 時点	【参考】 台数(割合) R2.4.1 時点
全保有台数		23 (100.0%)	20(100.0%)
1	① 平成 27 年度燃費基準達成車	16 (69.6%)	15 ( 75.0%)
	② 平成 27 年度燃費基準達成車 5%向上レベル	4 (17.4%)	3 (15.0%)
	③ 平成 27 年度燃費基準達成車 10%向上レベル	2 ( 8.7%)	0 ( 0.0%)
<b>【低燃費車の導入目標】</b> 令和〇年3月末までに、平成27年度燃費基準達成車の割合を全体の98%以上とする。			

◎ インターネット上で直近3年間の廃棄物の種類ごとの受入量及び運搬方法ごとの運搬量を公表している。(3点)

公開内容： 直近3年間各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量及び産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量。

公開頻度：一年に1回以上

事業所が複数ある場合、会社全体の集計を掲載している場合でも可とします。

【記載例】

産業廃棄物の受入量・運搬量(令和●年1月～令和■年12月)												
産業廃棄物種類	運搬方法		処理実績(年/月)									
			R●/1	2	3	4	5	6	7	8	9	R■/12
木くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
廃プラスチック類	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
紙くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
がれき類	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
金属くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		船舶	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
□□												
建設混合廃棄物*	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

\* は、木くず、廃プラスチック類、紙くずの混合廃棄物。

## 6. 環境に対する取組み

6-1

アイドリングストップ等、エコドライブの励行等の環境に対する取組みが実践されている。(1点)  
取組みを実践していることを証するものの写し。(ポスターや写真のみの添付は不可)

6-2

低燃費車(平成27年度燃費基準達成車)の導入割合が20%以上ある。(1点)  
(1-3の添付書類で確認しますので、添付する書類はありません。)

6-3

低排出ガス車(平成17年規制以降の適合車)の導入割合が20%以上ある。(1点)  
(1-3の添付書類で確認しますので、添付する書類はありません。)

## 7. 遵法性

7-1

許可の範囲内で業務が行われている。  
自己申告。添付する書類はありません。

7-2

前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。  
自己申告。添付する書類はありません。

## 8. 特別管理産業廃棄物

※8-1

特別管理産業廃棄物とその他のものが混合するおそれのないように、区別して収集、運搬している。  
許可申請書の該当部分(運搬に際し講ずる措置)の写し等。

※8-2

収集運搬を行う者は、その収集運搬物に係る特別管理産業廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、携帯している。(特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器にその事項が表示されている場合は、除く)

直近(R6.2以前)の車輛1台に携帯している文書の写し。

## 9. 感染性産業廃棄物

※9-1

必ず運搬容器に収納して行っている。  
許可申請書の該当部分の写し等。

※9-2

運搬容器は密封可、収納容易、損傷しにくい構造である。  
許可申請書の該当部分の写し等。

※9-3

冷蔵すること等腐敗防止のために必要な措置を講じている。  
許可申請書の該当部分の写し等。

## 10. PCB

※10-1

廃油、PCB 汚染物、PCB 処理物は、容器に入れ密封すること等揮発防止の措置及び高温にさらされない必要な措置を講じている。

許可申請書の該当部分の写し等。



令和3年1月1日現在

1. 平成17年規制以降の自動車排出ガス規制の識別記号

1 枠目		2 枠目		3 枠目	
排出ガス規制年	低排出ガス認定	燃料の別	ハイブリッドの有無	用途等	重量条件等
	無 <sup>※1</sup>	ガソリン・LPG	有		平成17年規制のディーゼル車以外
	50 <sup>※2</sup>		無	乗用車	平成17年規制のディーゼル車(車両重量が1265キログラム以下)
平成17年規制	75 <sup>※2</sup>	軽油	有		平成17年規制のディーゼル車(車両重量が1265キログラム超)
	NOx10+PM10 <sup>※3</sup>		無		軽自動車
	NOx10 <sup>※3</sup>		有(達成(重量車))	貨物、乗合	車両総重量が1.7トン以下
平成18年規制 <sup>※4</sup>	PM10 <sup>※3</sup>		無(達成(重量車))		車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下
	無		有(5%達成(重量車))		車両総重量が3.5トン超
	無 <sup>※5</sup>		無(5%達成(重量車))	二輪車等	第1種原動機付自転車
平成19年規制	50 <sup>※6</sup>		有(10%達成(重量車))		第2種原動機付自転車
	75 <sup>※6</sup>		無(10%達成(重量車))		軽二輪自動車
平成20年規制 <sup>※7</sup>	無		有(15%達成(重量車))		小型二輪自動車
	無(ディーゼル乗用PHPを除く)		無(15%達成(重量車))		定格出力が19kW以上37kW未満
	無(ディーゼル乗用PHP)	CNG	有		定格出力が37kW以上56kW未満
平成21年規制 <sup>※8</sup>	50		無	特殊自動車	定格出力が56kW以上75kW未満
	75	メタノール	有		定格出力が75kW以上130kW未満
	10		無		定格出力が130kW以上560kW未満
平成22年規制 <sup>※9</sup>	無	ガソリン・電気/LPG・電気	有		定格出力が19kW以上560kW未満(ガソリン・LPGに限る。)
平成23年規制 <sup>※10</sup>	10	軽油・電気	有	超小型	貨物自動車
平成24年規制 <sup>※10</sup>	無	その他	有	モビリティ	乗用車
平成25年規制 <sup>※10</sup>	無		有		
平成26年規制 <sup>※11</sup>	無		無		
平成28年規制 <sup>※12</sup>	無		有		
平成30年規制 <sup>※13</sup>	25		有		
	50		有		
	75		無		
平成32年規制 <sup>※15</sup>	無		有		
	無		無		

- ※1 乗用車、軽量車、中量車及び重量車
- ※2 乗用車、軽量車及び中量車
- ※3 重量車
- ※4 二輪車及び特殊自動車
- ※5 二輪車、特殊自動車及び軽貨物車
- ※6 軽貨物車
- ※7 特殊自動車
- ※8 NOx軸線付直噴ガソリン車及びディーゼル車(乗用車、軽量車、中量車の一部(2.5~3.5t)及び重量車の一部(12t~))
- ※9 ディーゼル車(中量車の一部(1.7~2.5t)及び重量車の一部(3.5~12t))
- ※10 特殊自動車
- ※11 ディーゼル特殊自動車
- ※12 ディーゼル重量車及び二輪車
- ※13 乗用車、軽量車、中量車及び軽貨物車
- ※14 PHP車
- ※15 二輪車

2. 排出ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1 枠目		2 枠目		3 枠目	
排出ガス規制年	低排出ガス認定	燃料の別	ハイブリッドの有無	用途等	識別記号
Z		電気	電気	乗用車	A
		燃料電池	水素(圧縮水素)	貨物	B
				乗合	C
				二輪車	D
				原動機付自転車	E
				特殊自動車	F
				超小型	Y
				モビリティ	Z

収集運搬（積替保管あり）

大項目	中項目	NO.	<input type="checkbox"/> =必須項目 <input type="checkbox"/> =評価項目・評価基準 <input checked="" type="checkbox"/> 優良産廃処理業者認定制度対応項目	自己評価	評価	添付書類	
積替保管 20点	施設の環境保全 3点	1-1	保管の場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生していない。			—	
		1-2	産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭発生を防止するために必要な設備・構造等があり、維持管理計画が整備されている。	1点			
		1-3	保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の衛生害虫が発生していない。			—	
		1-4	著しい騒音、振動が発生し、周囲の生活環境を損なわない必要な措置を講じている。			—	
		1-5	騒音、振動を防止するための維持管理計画が整備されている。	1点			
		1-6	施設構内及びその周辺の整理・整頓・清潔の保持状況は適切である。			—	
		1-7	美観を保持するため維持管理計画が整備されている。	1点			
	施設・設備の維持管理 4点	2-1	施設の周囲に囲いが設けられている。また施錠できる門扉が設けられている。			—	
		2-2	破損や老朽化しておらず、十分に耐久性のある囲い及び門扉である。	2点			
		2-3	積替え保管場所であることを示す掲示板を設置している。			—	
		2-4	掲示板の老朽化、破損、汚れがなく、表示すべき事項が全て表示されている。	2点			
	保管基準 2点	3-1	産業廃棄物の保管量の上限を超えて保管していない。 【積替え保管施設】1日あたりの平均的な搬出量×7			—	現地確認
		3-2	保管量の上限を超えないように維持管理計画が整備されている。	2点			
		3-3	許可品目以外の廃棄物が保管されていない。			—	
		3-4	※ 容器を使用せず屋外に保管する産業廃棄物は、高さの上限を超えていない。			—	
		3-5	※ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物は、屋内で保管している。			—	
	廃棄物の受け入れ態勢 5点	4-1	産業廃棄物を受け入れる際に、必要な分析又は計量を行っており分析・計量の記録が保管されている。			—	現地確認
		4-2	トラックスケール等計量施設が施設内にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。	3点			
		4-3	受け入れた産業廃棄物を排出事業者ごとに管理している。			—	
		4-4	受け入れた産業廃棄物を排出事業者ごとに保管し管理できるマニュアルが整備されている。	2点			
	危機管理 3点	5-1	産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態に対する対応マニュアルが備えられている。			—	
		5-2	異常事態に対する対応マニュアルが備えられており必要な流出防止機材・応急措置の機材がある。また危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。	3点			
	情報公開 3点	6-1	◎ インターネット上で保管施設ごとの能力（面積、保管上限等）の情報を公表している。	3点			
	特別管理産業廃棄物	7-1	※ 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けている。			—	
		7-2	※ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封する等、腐食防止に必要な措置を講じている。			—	
		7-3	※ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包する等飛散の防止に必要な措置を講じている。			—	
		7-4	※ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等の腐敗防止に必要な措置を講じている。			—	
	※印は該当施設のみ評価項目				合計		

◎印：環境省「優良産廃処理業者認定制度」対応項目

## 1. 施設の環境保全

1-1 現地調査時に施設を確認します。

1-2

産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭発生を防止するために必要な設備・構造等があり、維持管理計画が整備されている。(1点)

維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分(積替保管施設において講ずる措置)の写し等。

1-3 現地調査時に施設を確認します。

1-4 現地調査時に施設を確認します。

1-5

騒音、振動を防止するための維持管理計画が整備されている。(1点)

維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分の写し。

1-6 現地調査時に施設を確認します。

1-7

美観を保持するため維持管理計画が整備されている。(1点)

維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分の写し。

## 2. 施設・設備の維持管理

2-1 現地調査時に施設を確認します。

2-2 現地調査時に施設を確認します。

2-3 現地調査時に施設を確認します。

2-4 現地調査時に施設を確認します。

## 3. 保管基準

3-1

産業廃棄物の保管量の上限を超えて保管していない。

**【積替え保管施設】** 1日あたりの平均的な搬出量×7

保管量(1日あたりの平均的な搬出量×7)の上限を超えていないことを説明する資料。(平均の搬出量が説明できるもの) ※現地調査時に説明をしていただきます。

3-2

保管量の上限を超えないように維持管理計画が整備されている。(2点)

維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分等の写し。

3-3 現地調査時に施設を確認します。

※3-4 現地調査時に施設を確認します。

※3-5 現地調査時に施設を確認します。

## 4. 廃棄物の受け入れ態勢

4-1

産業廃棄物を受け入れる際に、必要な分析又は計量を行っており分析・計量の記録が保管されている。

直近(R6.2以前)の分析又は計量記録。

- 4-2 現地調査時に施設を確認します。
- 4-3 現地調査時に施設を確認します。

4-4  
受け入れた産業廃棄物を排出事業者ごとに保管し管理できるマニュアルが整備されている。(2点)  
マニュアルの写し。

5. 危機管理

5-1  
産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態に対する対応マニュアルが備えられている。  
マニュアルの写し。

5-2  
異常事態に対する対応マニュアルが備えられており必要な流出防止機材・応急措置の機材がある。また危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。(3点)  
マニュアルの写し(5-1の添付書類で提出されているため添付する必要はありません。)及び直近3年間(R3.3~R6.2)の危機管理教育、防災訓練等の3年間各年1回の実施記録。  
実施記録の添付資料について、マネジメント機能3-1(4ページ)を参照

6. 情報公開

6-1  
◎ インターネット上で保管施設ごとの能力(面積、保管上限等)の情報を公表している。(3点)

公開内容：保管する産業廃棄物の種類、保管施設の所在地、面積、保管上限等  
更新頻度：変更の都度

【記載例】

<積替保管施設>

	所在地	面積	積替え保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限	備考(設備の概要等)
1	A県b市 XX-XX-X	1,000 m <sup>2</sup>	建設系廃棄物(木くず、 廃プラスチック等)	350 t (1日排出量 50 tの7倍以内)	スケール×1基、積替重機×2 台、クレーン×1基、洗車設備 塀(高さ1.8m)の設置による周辺 への廃棄物の飛散防止
2	C県d市 YY-YY-Y	500 m <sup>2</sup>	廃プラスチック	200 t	
	...	...	...	...	...

7. 特別管理産業廃棄物

- ※7-1 現地調査時に施設を確認します。
- ※7-2 現地調査時に施設を確認します。
- ※7-3 現地調査時に施設を確認します。
- ※7-4 現地調査時に施設を確認します。

中間処理

大項目	中項目	NO.	<input type="checkbox"/> = 必須項目 <input type="checkbox"/> = 評価項目・評価基準                 ◎優良産業廃処理業者認定制度対応項目	自己評価	評価	添付書類
中間処理 40点	施設的环境保全 3点	1-1	保管の場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生していない。		—	/
		1-2	産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭発生を防止するために必要な設備・構造等があり、維持管理計画が整備されている。	1点		/
		1-3	保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の衛生害虫が発生していない。		—	/
		1-4	著しい騒音、振動が発生し、周囲の生活環境を損なっていない。		—	/
		1-5	騒音、振動を防止するための維持管理計画が整備されている。	1点		/
		1-6	施設構内及びその周辺の整理・整頓・清潔の保持状況は適切である。		—	/
		1-7	美観を保持するため維持管理計画が整備されている。	1点		/
	施設・設備の維持管理 5点	2-1	施設の周囲に囲いが設けられている。また施設できる門扉が設けられている。		—	/
		2-2	破損や老朽化しておらず、十分に耐久性のある囲い及び門扉である。	1点		/
		2-3	表示すべき事項が記載されている掲示板を設置している。		—	/
		2-4	掲示板の老朽化、破損、汚れがなく、全ての項目がはっきりと表示されている。	2点		/
		2-5	敷地内に洗車場が確保され整備されている。	2点		/
	保管基準 4点	3-1	産業廃棄物の保管量の上限を超えて保管していない。 【中間処理施設の場合】1日あたりの処理能力×14 【再生処理施設の場合】木くず・コンクリート：1日あたりの処理能力×28 アスファルト・コンクリート：1日あたりの処理能力×70		—	現地確認
		3-2	保管量の上限を超えないように維持管理計画が整備されている。	4点		/
		3-3	※ 屋外で容器を用いず保管する場合、高さの上限を超えていない。		—	/
	廃棄物の受け入れ態勢 3点	4-1	産業廃棄物を受け入れる際に、必要な分析又は計量を行っており分析・計量の記録が保管されている。		—	現地確認
		4-2	トラックスケール等計量施設が施設内にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。	3点		/
	施設の点検 3点	5-1	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。		—	現地確認
		5-2	施設の維持管理に関する点検検査が法令に定められた頻度より多く行われ、目標値が設定され、検証が行われている。	3点		現地確認
	危機管理 3点	6-1	産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態に対する対応マニュアルが備えられている。		—	/
		6-2	異常事態に対する対応マニュアルが備えられており必要な流出防止機材・応急措置の機材がある。また危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。	3点		/
	処理の情報管理 3点	7-1	電子 manifests の利用実績がある。	3点		/
	情報公開 16点	8-1	◎ インターネット上で直近3年間の処理の実績を公表している。	4点		/
		8-2	◎ インターネット上で施設の種類、処理する廃棄物の種類、設置場所等の概要を公表している。	4点		/
		8-3	◎ インターネット上で事業場ごとの処理工程図及び最終処分までの処理行程を3年間公表している。	4点		/
		8-4	◎ インターネット上で処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否を公表している。	2点		/
		8-5	※ インターネット上で施設の維持管理の状況に関する情報の直近3年間分を公表している。(産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は必須項目)	2点		/
		8-6	※ インターネット上で熱回収の有無及び実績を直近3年間分公表している。(焼却処分を行っている処分業者)		—	/
	環境に対する取組み	9-1	低公害型建設機械の導入割合が20%以上ある。		—	/
	遵法性	10-1	許可品目以外の産業廃棄物の処理を行っていない。		—	/
		10-2	前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。		—	/
		10-3	※ 技術上の基準について定期的に検査を受けている。		—	/
特別管理産業廃棄物	11-1	※ 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けている。		—	/	
	11-2	※ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封する等、腐食防止に必要な措置を講じている。		—	/	
	11-3	※ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包する等飛散の防止に必要な措置を講じている。		—	/	
	11-4	※ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等の腐敗防止に必要な措置を講じている。		—	/	

大項目	中項目	NO.	<input type="checkbox"/> = 必須項目 <input type="checkbox"/> = 評価項目・評価基準 ◎優良産廃処理業者認定制度対応項目	自己評価	評価	添付書類	
中間処理	焼却施設	※	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行っている。		—	/	
		※	燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保っている。		—	/	
		※	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却している。		—	/	
		※	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録している。		—	/	
		※	排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却している。		—	/	
		※	排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定・記録している。		—	/	
		※	ばいじん、焼却灰は、飛散、流出しないように保管している。		—	/	
		※	ばいじん、焼却灰は、適正に処理されている。		—	/	
		※	火災防止に必要な措置を講じるとともに、消火設備を備えている。		—	/	
	汚泥の脱水施設	※	脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的なろ布又は脱水機の洗浄を行っている。		—	/	
		※	汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講じている。		—	/	
	汚泥の乾燥施設 (天日乾燥施設を除く)	※	汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節している。		—	/	
	汚泥の天日乾燥施設	※	汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じている。		—	/	
	廃油の油水分離施設	※	火災発生を防止するために必要な措置を講じるとともに消火器その他の消火設備を備えている。		—	/	
		※	廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講じるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じている。		—	/	
	廃酸、廃アルカリの中和施設	※	中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調整し混合を十分に行っている。		—	/	
		※	PH計を定期的に洗浄し校正している。		—	/	
		※	廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講じている。		—	/	
	廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設	※	破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じている。		—	/	
	※ 印は該当施設のみ の評価項目				合計		

◎ 印：環境省「優良産廃処理業者認定制度」対応項目

注 上記に掲げる施設以外の必須項目は、類似する施設の必須項目を例とする。

## 1. 施設の環境保全

1-1 現地調査時に施設を確認します。

1-2

産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭発生を防止するために必要な設備・構造等があり、維持管理計画が整備されている。(1点)

維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分(環境保全措置)等の写し。

1-3 現地調査時に施設を確認します。

1-4 現地調査時に施設を確認します。

1-5 騒音、振動を防止するための維持管理計画が整備されている。(1点)

維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分の写し。

1-6 現地調査時に施設を確認します。

1-7

美観を保持するため維持管理計画が整備されている。(1点)

維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分の写し。

## 2. 施設・設備の維持管理

2-1 現地調査時に施設を確認します。

2-2 現地調査時に施設を確認します。

2-3 現地調査時に施設を確認します。

2-4 現地調査時に施設を確認します。

2-5 現地調査時に施設を確認します。

## 3. 保管基準

3-1

産業廃棄物の保管量の上限を超えて保管していない。

【中間処理施設の場合】1日あたりの処理能力×14

【再生処理施設の場合】木くず・コンクリート：1日あたりの処理能力×28

アスファルト・コンクリート：1日あたりの処理能力×70

保管量の上限を超えていないことを説明する資料。(平均の搬入量が説明できるもの)

※現地調査時に説明をしていただきます。

3-2

保管量の上限を超えないように維持管理計画が整備されている。(4点)

維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分等の写し。

※3-3 現地調査時に施設を確認します。

#### 4. 廃棄物の受け入れ態勢

4-1

産業廃棄物を受け入れる際に、必要な分析又は計量を行っており分析・計量の記録が保管されている。  
直近（R6.2以前）の分析又は計量記録。

4-2 現地調査時に施設を確認します。

#### 5. 施設の点検

5-1

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。

直近3年間（R3.3～R6.2）の施設の維持管理に関する点検、検査（放流水の水質検査（排水を放流する場合）、排ガスに関する検査、施設の点検及び機能検査等）の措置記録。

5-2

施設の維持管理に関する点検検査が法令に定められた頻度より多く行われ、目標値が設定され、検証が行われている。（3点）

目標値に対する検証を説明する資料。

#### 6. 危機管理

6-1

産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態に対する対応マニュアルが備えられている。

マニュアルの写し。※この項目に係る添付書類は提出して下さい。

6-2

異常事態に対する対応マニュアルが備えられており必要な流出防止機材・応急措置の機材がある。また危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。（3点）

マニュアルの写し（6-1の添付書類で提出されているため添付する必要はありません。）及び直近3年間（R3.3～R6.2）の危機管理教育、防災訓練等の3年間各年1回の実施記録。

実施記録の添付資料について、マネジメント機能3-1（4ページ）を参照

#### 7. 処理の情報管理

7-1

電子マニフェストの利用実績がある。（3点）

直近1年間（R5.3～R6.2）の受渡確認票等の写し1回分。

## 8. 情報公開

8-1

◎ インターネット上で直近3年間の処理の実績を公表している。(4点)

公開内容：直近3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）

- (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量
- (2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量
- (3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量

公開頻度：一年に1回以上

事業所が複数ある場合は会社全体としての集計を掲載している場合でも可

○ 「受入量」は、上記と同様、排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量をいう。

「処分後の産業廃棄物の持出先及び処分方法ごとの処分量」については、まず、「持出先」について「自社処分」と「処分委託」に区分した上で、さらに「処分方法」について、焼却、管理型埋立処分、安定型埋立処分等に区分し、それぞれの区分ごとの処分量を記載することとする。ここで、「持出先」については、個別の持出先ごとに分類する必要はない。



【記載例】

産業廃棄物の受入量・処分量(令和●年1月～令和■年12月)

産業廃棄物 種類	処分方法 受入実績	処理実績(年/月)										
		R●/1	2	3	4	5	6	7	8	9	R■/12	
廃プラスチック類	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	圧縮梱包	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	□□											
木くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
紙くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
建設混合 廃棄物 *	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(注1) \* は、木くず、廃プラスチック類、紙くずの混合廃棄物。

(注2)建設混合廃棄物は、選別の後、産業廃棄物の種類ごとに処分する。したがって、建設混合廃棄物の処分実績は、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くずの処理実績に含まれる。

(注3)連続する複数の処分方法ごとに処分量を集計しているため、処分方法ごとの処分量を合計したものと処分量計は一致しない。

処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量  
(令和●年1月～令和■年12月)

廃棄物種類	持出先	処分方法	処理実績(年/月)										
			R●/1	2	3	4	5	6	7	8	9	R■/12	
廃プラスチック類	自社	管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		安定型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	委託	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		安定埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計			t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
木くず	委託	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		売却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計			t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず	委託	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計			t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
金属くず	自社	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	委託	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計			t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
燃え殻	委託	管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計			t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
建設混合廃棄物*	委託	安定型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計			t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

\* は、木くず、廃プラスチック類、陶磁器くずの混合廃棄物。

8-2

- ◎ インターネット上で施設の種類の、処理する廃棄物の種類、設置場所等の概要を公表している。  
(4点)

公開内容： 全国において事業の用に供する産業廃棄物の処理施設ごとに、当該施設に関する以下の情報を公表する必要がある。

- ・設置場所
- ・設置年月日
- ・当該施設の種類の
- ・当該施設において処理する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
- ・処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量）
- ・処理方式
- ・構造及び設備の概要
- ・当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、許可証の写し

更新頻度：変更の都度

【記載例】

	設置場所	設置年月日	施設の種類の	産業廃棄物の種類の	処理の能力	処理方式	構造及び設備の概要	許可証
①	A県B市 XX-XX-X	平成X年 X月X日	破砕施設	がれき類	40t/日 (稼働時間 8h/日(9時~17 時))	破砕機(横型回 転式ハンマー ク ラッシャー)	・供給設備(最大供給寸法○cm 角×○cm長) ・破砕設備(主電動機○kw) ・分級設備(ふるいサイズ可変)	P1
②	C県D市 YY-YY-Y	平成Y年 Y月Y日	管理型 最終処分場	下水汚泥 燃え殻	埋立少量10万㎡	準好気性埋立	・浸出液処理設備(調整池、活性 汚泥処理、凝集沈殿、消毒等) ・周囲に緑地帯の設置	P3
③	...	...	...	...	...	...	...	..

8-3

- ◎ インターネット上で事業場ごとの処理工程図及び最終処分までの処理行程を3年間公表している。  
(4点)

公開内容： 産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図及び直近1年間において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）

- (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量
- (2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量
- (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量
- (4) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法
- (5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法

更新頻度：処理工程図は変更の都度、一連の処理の行程は一年に1回以上

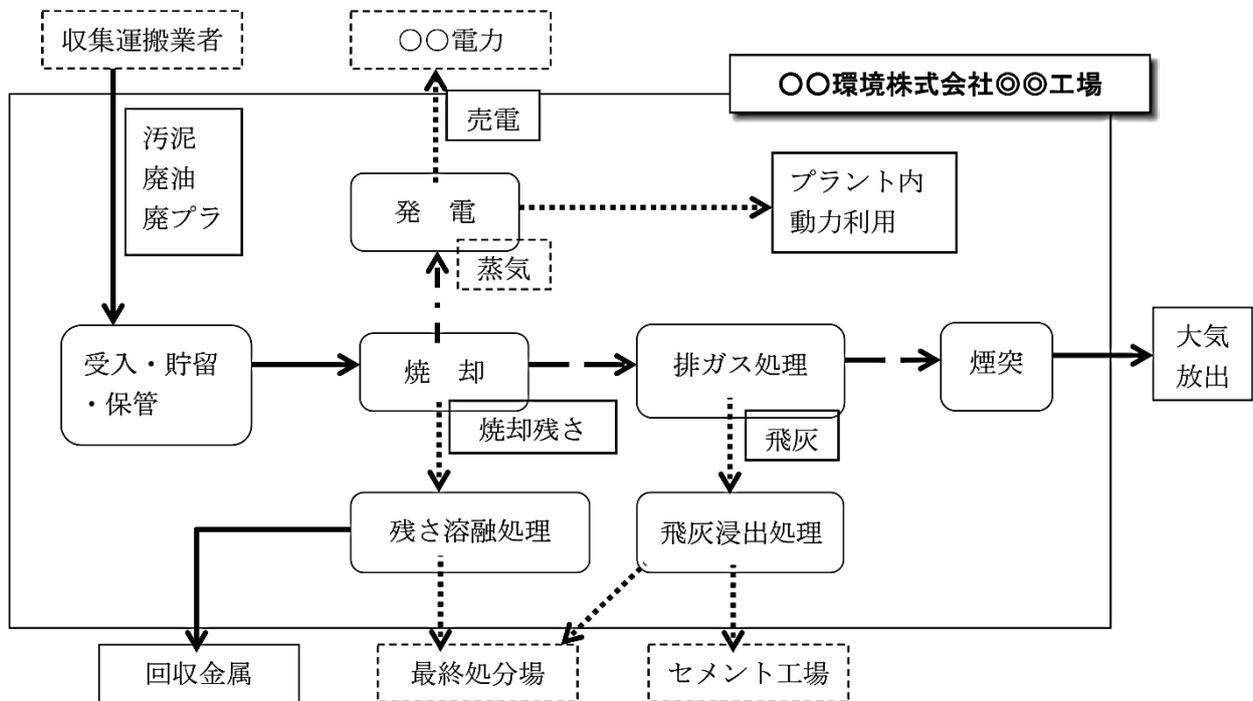
<処理工程図>

処理工程図は、産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとに作成する必要がある。処理工程図では、産業廃棄物の種類に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、溶融、洗浄、コンクリート固型化その他の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等で表す。単位処理工程の名称は、可能な限り、メーカー固有の呼称ではなく、一般的なものを用いる。

さらに、処理工程図には、廃棄物の受入れから処理までの工程、排ガス・排水・残渣物を処理し事業場外へ排出する工程等を全て記載する。例えば、焼却処理を行う事業場の場合には、焼却灰等の処理工程を含み、廃油、廃液、汚泥等の処理施設の場合には、汚泥等の処理工程を含む。

なお、企業秘密に該当するような、単位処理工程ごとの詳細な技術内容については掲載する必要はない。

【記載例】〈汚泥、廃油及び廃プラスチックの大型焼却施設〉



## <一連の処理の行程>

○ 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程については、マテリアルフロー図の形式で公表する必要がある。その際、以下の(1)～(6)に留意する。

- (1) 個々の事業場内における処理工程は、⑤の事業場ごとの処理工程図において記載しているため、この項目で再度記載する必要はない。
- (2) 排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の量については、産業廃棄物の種類ごとにその重量を記載すること。この際、産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条及び廃棄物処理法施行令第2条に掲げる産業廃棄物の種類に必ずしも合わせる必要はなく、これらの種類のいずれに当たるかが客観的に明らかであれば、産業廃棄物の具体的な名称や、自社管理用の名称でも差し支えない。
- (3) 処分量については、破碎、選別、焼却等の処分方法ごとに記載し、焼却等により減量した量等についても区別して記載する。
- (4) 産業廃棄物の保管量については、申請者である産業廃棄物処理業者の処理施設における処理前・処理後を問わず、産業廃棄物に該当する物についての保管量を公表する必要がある。この際、処理前の産業廃棄物の保管量と処理後の産業廃棄物の保管量を区別して記載することが望ましい。また、焼却処理や脱水処理による減量化など、処理の過程において産業廃棄物の重量が変化することなども考えられることから、必ずしも、「受入量＝保管量＋持出量」が成立している必要はない。
- (5) 処分後の産業廃棄物の持出量については、持出先ごとに区別して記載する。また、当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法（「焼却処理」、「安定型最終処分場へ埋立て」、「路盤材として再生」など）を記載する。一方、当該持出先である産業廃棄物処分業者や処理施設の個別名称の公表については、任意とする。

産業廃棄物を再生することにより得た物の持出量については、持出先ごとに区別して記載する。また、当該持出先における当該物の利用方法（「発電用燃料として利用」、「製鋼原料として利用」など）を記載する。一方、当該持出先である取引企業や施設の個別名称の公表については、任意とする。また、例えば、産業廃棄物を原料としてセメントを製造する事業者のように、再生により得た物を一度集積基地（セメントのサービスステーション等）に集積したのち、個々の持出先へ持ち出す場合、公表の対象期間において得られた再生物の総量や、個々の集積基地への出荷量、個々の販売先への販売量等の情報により、合理的に推計される量を持出量とすることで差し支えない。ただしこの場合、持出量が推計値である旨及びその推計の方法についてあわせて公表することが必要である。

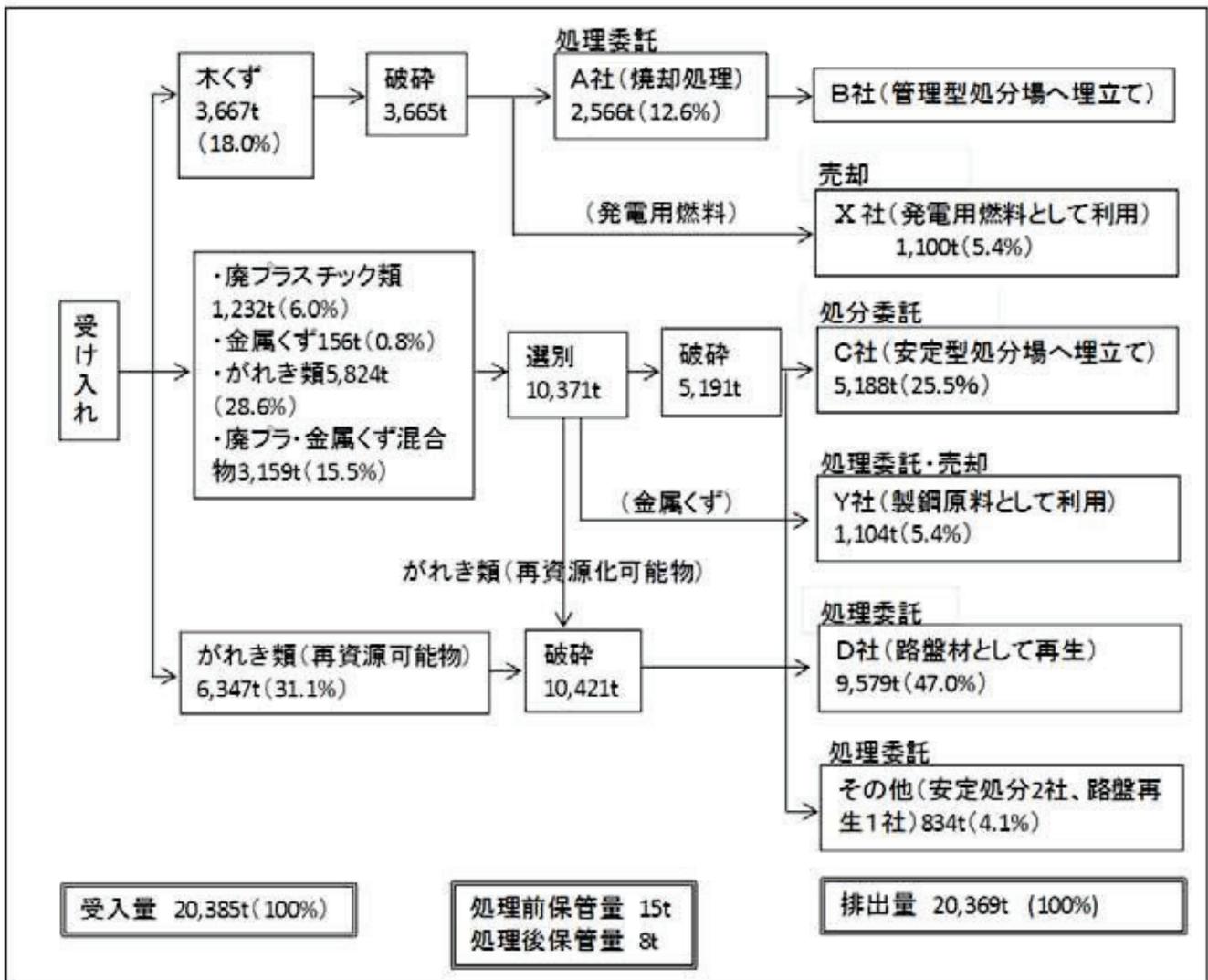
処分後の産業廃棄物の持出量、産業廃棄物を再生することにより得た物の持出量については、これらの持出量を合計した全持出量の5%未満の持出量である持出先であって、持出量の上位5者に該当しないものについては、「その他持出先への持出量」などとして、一括して公表して差し支えない。

金属くずのように、市況の変化等によって有価で売却する場合と、費用を負担して処理を委託する場合が頻繁に変わる物（産業廃棄物と有価物の両方に該当する物）について、同一の持出先に持出しを行っている場合、「処理委託・売却」などとして、処分後の産業廃棄物の当該持出先への持出量と、産業廃棄物を再生することにより得た物の当該持出先への持出量を、一括して公表して差し支えない。

- (6) 産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を記載する必要があるため、申請者の処理施設における処分後の産業廃棄物の持出先において当該持出後の産業廃棄物が処分された後に、さらに残った産業廃棄物が別の場所へ持ち出される場合、当該産業廃棄物の最終処分が終了するまでの持出先についても記載する必要がある。この場合、持出量については、申請者である産業廃棄物処分業者の処理施設における処分後の産業廃棄物の持出先への持出量を記載すれば足り、当該持出先からさらに別の場所への持出量については、必ずしも記載する必要はないこと。なお、「最終処分」とは、「埋立処分」「海洋投入処分」又は「再生」をいう（廃棄物処理法第12条第5項参照）。

【記載例】

産業廃棄物の一連の処理行程 (令和●年1月～令和●年12月)



8-4

(※◎) インターネット上で処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否を公表している。(2点)

公開内容：○持出先の開示の可否に関する事項は、申請者が、産業廃棄物の処分を委託しようとする者に対して、その委託に先立って、当該産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先として予定している者の氏名又は名称及び住所を開示することの可否が公表の対象となる。  
○公表の方法については、情報の開示の可否に代えて、予定する持出先の情報そのものを公開することも差し支えない。

更新頻度：変更の都度

8-5

(※◎) インターネット上で施設の維持管理の状況に関する情報の直近3年間分を公表している。(廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は必須項目)(2点)

公開内容：直近3年間の維持管理の状況に関する情報

更新頻度：一年に1回以上

<対象施設及び公表事項> (廃棄物処理施設の設置許可を受けた者)

	対象施設	公表事項の概要	施行規則該当箇所 第12条の7の2
①	焼却施設 (②、③を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録</li> <li>・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録</li> </ul>	第1号ハ 第1号ニ
②	ガス化改質方式の焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録</li> <li>・改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並びにダイオキシン類の濃度の測定記録</li> </ul>	第2号ハ 第2号ニ
③	電気炉等を用いた焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス処理設備等にたい積したばいじんの除去記録</li> <li>・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録</li> </ul>	第3号ハ 第3号ニ
④	廃石綿等溶融施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排気口・排気筒から排出される排ガス及び集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度の測定記録</li> <li>・溶融処理生成物の基準適合確認のための試験記録</li> <li>・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録</li> <li>・集じん器にたい積した粉じんの除去記録</li> </ul>	第4号ハ 第4号ニ 第4号ホ 第4号へ
⑤	PCB処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度の測定記録</li> <li>・PCB分離回収後に生ずる回収液の量の測定記録</li> <li>・排出した回収液の量及び当該回収液中のPCB含有量の測定記録</li> <li>・除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去記録</li> <li>・生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度の測定記録</li> </ul>	第5号ハ 第5号ニ 第5号ホ
⑥	遮断型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の水質検査記録</li> <li>・地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録</li> <li>・残余容量の測定結果</li> <li>・仕切設備の点検記録</li> <li>・覆いの点検記録</li> </ul>	第6号ロ 第6号ハ 第6号ニ 第6号ホ 第6号へ
⑦	安定型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁等の点検記録</li> <li>・残余容量の測定結果</li> <li>・展開検査記録</li> <li>・地下水又は浸透水の水質検査記録</li> <li>・地下水又は浸透水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録</li> </ul>	第7号ロ 第7号ハ 第7号ニ 第7号ホ 第7号へ
⑧	管理型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁等の点検記録</li> <li>・遮水工の点検記録</li> <li>・地下水等又は放流水の水質検査記録</li> <li>・地下水等の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録</li> <li>・調整池の点検記録</li> <li>・浸出液処理設備の点検記録</li> <li>・防凍のための措置の点検記録</li> <li>・残余容量の測定結果</li> </ul>	第8号ロ 第8号ハ 第8号ニ 第8号ホ 第8号へ 第8号ト 第8号チ 第8号リ

※8-6

(※○) インターネット上で熱回収の有無及び実績を直近3年間分公表している。  
(焼却処分を行っている処分業者)

公開内容：直近3年間の維持管理の状況に関する情報  
更新頻度：一年に1回以上

- 公表の対象となる施設は、産業廃棄物の焼却施設であり、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる焼却施設以外の焼却施設を含むものである。熱回収の実績は、対象となる焼却施設ごとに集計し、公表する必要がある。
- 「熱回収により得られた熱量」とは、発電以外の用途に利用された熱量である。なお、「熱回収により得られた熱量」には、熱回収を行っている焼却施設から熱の供給を受けた周辺施設における熱利用量と、当該焼却施設内における熱利用量の両方が含まれる。

【記載例】

産業廃棄物の焼却施設における熱回収の実績(令和●年1月～令和■年12月)											
施設名	項目	熱回収実績(年/月)									
		R●/1	2	3	4	5	6	7	8	9	R■/12
○○工場 A県B市 ...	熱量 (MJ)	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ
	発電量 (MWh)	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh
	廃棄物量 (t)	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
△△処理 センター C県D市 ...	熱量 (MJ)	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ
	発電量 (MWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	廃棄物量 (t)	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
××工場 E県F市 ...	熱量 (MJ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	発電量 (MWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	廃棄物量 (t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※△△処理センターでは、発電は行っていない。  
※××工場では熱利用、発電とも行っていない。

## 9. 環境に対する取組み

9-1

低公害型建設機械の導入割合が20%以上ある。

環境配慮契約法の配慮項目（書類を添付する必要はありません。）

産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合

この項目については、加点とせず、将来的に加点項目とするかどうかについて今後検討することとなっております。取組状況を確認していただき、該当する場合はチェック欄に○印を付けてください。

## 10. 遵法性

10-1

許可品目以外の産業廃棄物の処理を行っていない。

自己申告。添付する書類はありません。

10-2

前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。

自己申告。添付する書類はありません。

10-3

技術上の基準について定期的に検査を受けている。

定期検査結果通知書の写し。様式第二十号の三（第十二条の五の四関係）  
廃棄物処理施設の設置許可を受けた者で検査を受けた者。

## 11. 特別管理産業廃棄物

※11-1 現地調査時に施設を確認します。

※11-2 現地調査時に施設を確認します。

※11-3 現地調査時に施設を確認します。

※11-4 現地調査時に施設を確認します。

12. 焼却施設、汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）、汚泥の天日乾燥施設、廃油の油水分離施設、廃酸、廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設等については施設を確認。



最終処分

大項目	中項目	NO.	<input type="checkbox"/> =必須項目 <input type="checkbox"/> =評価項目・評価基準                 ◎優良産廃処理業者認定制度対応項目	自己評価	評価	添付書類
最終処分 40点	施設の環境保全 3点	1-1	産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生していない。		—	/
		1-2	産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭発生を防止するために必要な設備・構造等があり、維持管理計画が整備されている。	1点		
		1-3	著しい騒音、振動が発生し、周囲の生活環境を損なっていない。		—	/
		1-4	騒音、振動を防止するための維持管理計画が整備されている。	1点		
		1-5	ねずみが生息し、蚊、はえその他の衛生害虫が発生していない。		—	/
		1-6	施設構内及びその周辺の整理・整頓・清潔の保持状況は適切である。		—	/
		1-7	美観を保持するため維持管理計画が整備されている。	1点		
	施設・設備の維持管理 9点	2-1	埋立処分は計画的に行うとともに、搬入された廃棄物について当日に締め固め、整地、覆土等の措置を講じている。		—	/
		2-2	埋立処分計画があり整地・覆土等に関するマニュアルが整備されている。	1点		
		2-3	施設の周囲に囲いが設けられている。また施設できる門扉が設けられている。		—	/
		2-4	破損や老朽化しておらず、十分に耐久性のある囲い及び門扉である。	1点		/
		2-5	表示すべき事項が記載されている掲示板を設置している。		—	/
		2-6	掲示板の老朽化、破損、汚れがなく、全ての項目がはっきりと表示されている。	1点		/
		2-7	現場事務所がある。		—	/
		2-8	埋立処分済みの産業廃棄物の種類及び量等が記録により確認できる。	2点		現地確認
		2-9	埋立ての進行状況を把握できる場所を定め、その場所から処分場を3月に1回以上、定期的に写真撮影し、保管している。	2点		現地確認
		2-10	敷地内に洗車場が確保され整備されている。	2点		/
	廃棄物の受け入れ態勢 3点	3-1	産業廃棄物を受け入れる際に、必要な分析又は計量を行っており分析・計量の記録が保管されている。		—	現地確認
		3-2	トラックスケール等計量施設が施設内にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。	3点		/
	施設の点検 3点	4-1	廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。		—	現地確認
		4-2	施設の維持管理に関する点検検査が法令に定められた頻度より多く行われ、目標値が設定され、検証が行われている。	3点		現地確認
	危機管理 3点	5-1	産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態に対する対応マニュアルが備えられている。		—	/
		5-2	異常事態に対する対応マニュアルが備えられており必要な流出防止機材・応急措置の機材がある。また危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。	3点		現地確認
	処理の情報管理 3点	6-1	電子マニフェストの利用実績がある。	3点		
	情報公開 16点	7-1	◎ インターネット上で直近3年間の処理の実績を公表している。	4点		
		7-2	◎ インターネット上で施設の種類、処理する廃棄物の種類、設置場所等の概要を公表している。	4点		
		7-3	◎ インターネット上で事業場の処理工程図を公表している。	4点		
		7-4	◎ インターネット上で直近3年間の施設の維持管理の状況に関する情報を公表している。	4点		
	環境に対する取り組み	8-1	低公害型建設機械の導入割合が20%以上ある。		—	/
	遵法性	9-1	許可品目以外の埋立処分を行っていない。		—	/
		9-2	前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。		—	/
		9-3	毎年4月1日現在の残余容量を把握し6月30日までに県に報告している。		—	/
		9-4	◎ 維持管理積立金の納付額に未納がない。		—	/

大項目	中項目	NO.	<input type="checkbox"/> =必須項目 <input type="checkbox"/> =評価項目・評価基準 ◎優良産廃処理業者認定制度対応項目	自己評価	評価	添付書類
最終処分	安定型処分場	10-1	※ 埋め立てる廃棄物の性状に応じ廃棄物が飛散し又は、流出しないように適切に中間覆土を行っている。		—	/
		10-2	※ 展開検査は、強雨又は強雨時を避けて実施するほか、展開検査結果は、検査の都度記録し、これを3年間保管している。		—	/
		10-3	※ 展開検査は、最終処分場内の埋立地以外の場所又は、埋立地内部であって、埋立処分及び覆土が終了している場所で行うこととし、廃棄物から液状物が地下に浸透しないよう必要な措置を講じている。		—	/
		10-4	※ 廃棄物から液状物の流出等に備え、回収マット、土のう等を備え、検査により安定型廃棄物以外のものが認められた場合は、回収し適正に処理している。		—	/
	管理型処分場	11-1	※ 遮水工が定期的に検査されている。		—	/
		11-2	※ ガス抜き管が定期的に検査されている。		—	/
		11-3	※ 条例規則別表第6に定める項目について、周縁の地下水の水質検査を1月に1回以上、定期的を実施している。		—	/
		11-4	※ 中間覆土の施工が支障なく行うことができるよう、常に必要な土砂量を確保している。		—	/
				合計		

◎ 印：環境省「優良産廃処理業者認定制度」対応項目

※ 印は該当施設のみ評価項目

## 1. 施設的环境保全

1-1 施設を確認。

1-2

産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭発生を防止するために必要な設備・構造等があり、維持管理計画が整備されている。(1点)

維持管理マニュアル、維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分の写し。

1-3 施設を確認。

1-4

騒音、振動を防止するための維持管理計画が整備されている。(1点)

維持管理マニュアル、維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分の写し。

1-5 施設を確認。

1-6 施設を確認。

1-7

美観を保持するため維持管理計画が整備されている。(1点)

維持管理マニュアル、維持管理計画書の写し又は許可申請書・廃棄物処理施設設置計画等事前協議書の該当部分の写し。

## 2. 施設・設備の維持管理

2-1 施設を確認。

2-2

埋立処分計画があり整地・覆土等に関するマニュアルが整備されている。(1点)

マニュアルの写し。

2-3 施設を確認。

2-4 施設を確認。

2-5 施設を確認。

2-6 施設を確認。

2-7 施設を確認。

2-8

埋立処分済みの産業廃棄物の種類及び量等が記録により確認できる。(2点)

埋立処分済みの産業廃棄物の種類及び量等の記録。

2-9

埋立ての進行状況を把握できる場所を定め、その場所から処分場を3月に1回以上、定期的に写真撮影し、保管している。(2点)

埋立ての進行状況を把握できる写真。

2-10 施設を確認。

### 3. 廃棄物の受け入れ態勢

3-1

産業廃棄物を受け入れる際に、必要な分析又は計量を行っており分析・計量の記録が保管されている。  
直近の分析又は計量記録。

3-2 施設を確認。

### 4. 施設の点検

4-1

廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。  
直近3年間の施設の維持管理に関する点検、検査（浸透水及び地下水等の水質検査、施設の点検及び機能検査（擁壁、遮水工、浸出液処理設備等）等の措置記録。

4-2

施設の維持管理に関する点検検査が法令に定められた頻度より多く行われ、目標値が設定され、検証が行われている。（3点）

目標値に対する検証を説明する資料。

### 5. 危機管理

5-1

産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態に対する対応マニュアルが備えられている。

マニュアルの写し。

5-2

異常事態に対する対応マニュアルが備えられており必要な流出防止機材・応急措置の機材がある。また危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。（3点）

マニュアルの写し（5-1の添付書類で提出されているため省略）及び直近3年間（R3.3～R6.2）に行った危機管理教育・防災訓練等各年1回の実施記録。

実施記録の添付資料について、マネジメント機能3-1（4ページ）を参照

### 6. 処理の情報管理

6-1

電子マニフェストの利用実績がある。（3点）

直近1年間（R5.3～R6.2）の受渡確認票等の写し1回分

## 7. 情報公開

7-1

◎ インターネット上で直近3年間の処理の実績を公表している。(4点)

公開方法等については、中間処理8-1を参考にしてください。

7-2

◎ インターネット上で施設の種類、処理する廃棄物の種類、設置場所等の概要を公表している。(4点)

公開方法等については、中間処理8-2を参考にしてください。

7-3

◎ インターネット上で事業場の処理工程図を公表している。(4点)

公開方法等については、中間処理8-3を参考にしてください。

7-4

◎ インターネット上で直近3年間の施設の維持管理の状況に関する情報を公表している。(4点)

公開方法等については、中間処理8-4を参考にしてください。

## 8. 環境に対する取組み

8-1

低公害型建設機械の導入割合が20%以上ある。

環境配慮契約法の配慮項目(書類を添付する必要はありません。)

産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合

この項目については、加点とせず、将来的に加点項目とするかどうかについて今後検討することとなっております。取組状況を確認していただき、該当する場合はチェック欄に○印を付けてください。

## 9. 遵法性

9-1

許可品目以外の埋立処分を行っていない。

自己申告。

9-2

前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。

自己申告。

9-3

毎年4月1日現在の残余容量を把握し6月30日までに県に報告している。

自己申告。

9-4

◎ 維持管理積立金の納付額に未納がない。

維持管理積立金を納付したことを証する書類又は写し。

10. 安定型処分場、管理型処分場については施設を確認。